

- ① 最近のトピック（各省報道発表資料等）
- ② 前回参加いただいた皆様のご感想
- ③ 事前にいただいた問題意識等共有
- ④ 2024年問題の背景
- ⑤ トラックGメンとは
- ⑦ 違反原因行為とは
- ⑧ トラックGメンによる荷主対策の強化
（働きかけ、要請、勧告・公表）
- ⑨ トラックGメンによるプッシュ型情報収集
- ⑩ 標準的な運賃
- ⑪ 原価計算について
- ⑫ 参考資料紹介

令和6年2月21日

公正取引委員会は、ダイオーロジスティクス株式会社（以下「ダイオーロジスティクス」という。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第4条第1項第6号（購入・利用強制の禁止）の規定に違反する行為が認められたので、本日、下請法第7条第2項の規定に基づき、同社に対し勧告を行った。

違反事実の概要(抜粋)

ダイオーロジスティクスは、大王製紙グループから請け負う貨物の運送等が売上額のほとんど全てを占めているが、同グループ以外からの貨物の運送等を請け負う「外部販売取引」による売り上げ拡大を目的として、下請事業者に対し、目標金額を定め、下請事業者が同グループ以外の荷主から請け負った貨物の運送を自社に委託させていた。（上記により、ダイオーロジスティクスは約7千万の支払いを受けていた。）

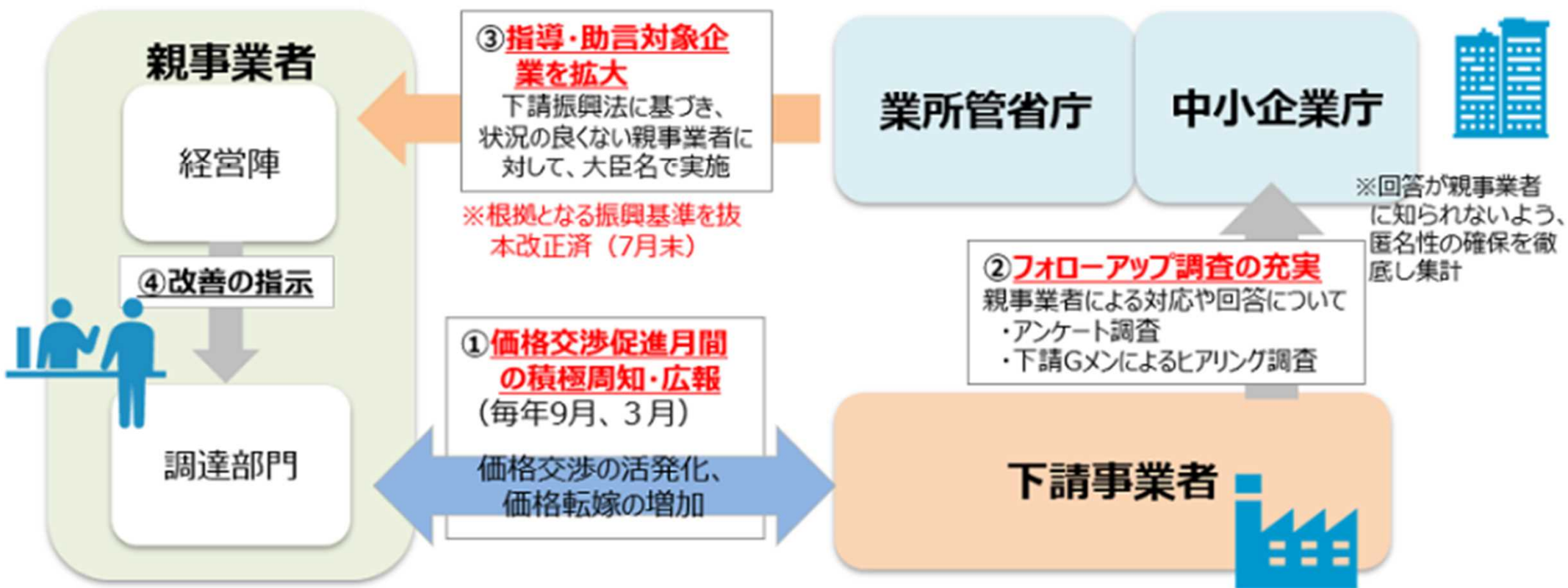
勧告の概要(抜粋)

- (1) 違反行為の認識と再犯防止について取締役会で決議。
- (2) 自社役員、従業員に対する下請法研修など社内体制の整備に必要な措置実施。
- (3) (1)、(2)について自社役員、従業員に周知
- (4) (1)、(2)について取引先下請事業者に通知
- (5) (1)～(4)までについて取った措置を公正取引委員会に報告。

3月は価格交渉促進月間です。



エネルギー価格や原材料費、労務費などが上昇する中、中小企業が適切に価格転嫁をしやすい環境を作るため、2021年9月より、毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。この「月間」において、価格交渉・価格転嫁を促進するため、広報や講習会、業界団体を通じた価格転嫁の要請等を実施しています。また、各「月間」終了後には、多数の中小企業に対して、主な取引先との価格交渉・価格転嫁の状況についてのフォローアップ調査を実施し、価格転嫁率や業界ごとの結果、順位付け等の結果をとりまとめるとともに、状況の芳しくない親事業者に対しては下請中小企業振興法に基づき、大臣名での指導・助言を実施しています。



令和6年2月29日

運輸審議会※は令和6年1月10月に国土交通大臣から諮問された本事案について、標準的な運賃として定めることが適当である旨答申しました。

※国家行政組織法第8条に規定する審議会で、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

「標準的な運賃」見直しのポイント

<運賃水準の引上げ幅を提示>

- 運賃表を改定し、**平均約8%の運賃引上げ**
- 運賃表の算定根拠となる原価のうちの**燃料費を120円**に変更し、**燃料サーチャージも120円**を基準価格に設定

<荷待ち・荷役等の対価について標準的な水準を提示>

- 現行の待機時間料に加え、**公共工事設計労務単価表**を参考に、荷役作業ごとの「**積込料・取卸料**」を加算

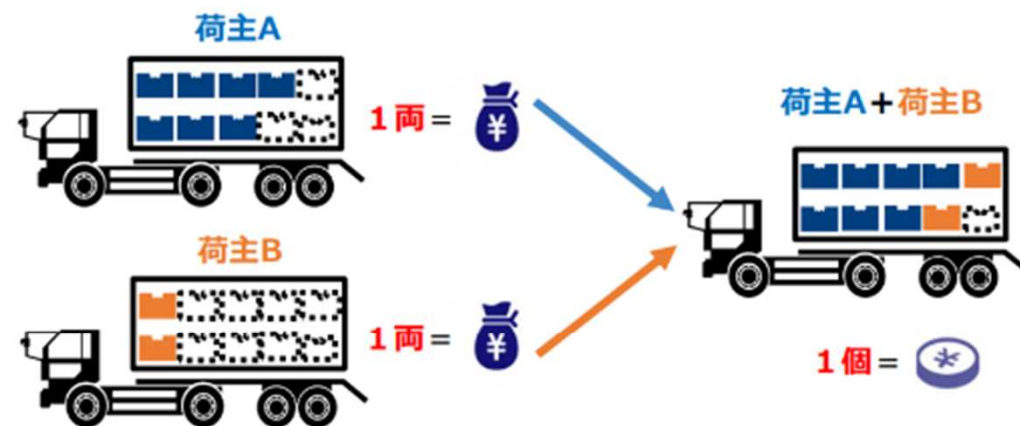
待機時間料	→	1,760円	
積込料・取卸料	機械荷役の場合	→	2,180円
	手荷役の場合	→	2,100円

※金額はいずれも中型車（4クラス）の場合の30分あたり単価

- 荷待ち・荷役の時間が合計2時間を超えた場合は、**割増率5割**を加算

<「個建運賃」の設定等>

- 共同輸配送等を念頭に、「**個建運賃**」を設定



- リードタイムが短い運送の際の「**速達割増**」（逆にリードタイムを長く設定した場合の**割引**）や、**有料道路を利用しないこと**によるドライバーの運転の長時間化を考慮した**割増**を設定

<その他>

- 現行の冷蔵・冷凍車に加え、海上コンテナ輸送車、ダンプ車等5車種の**特殊車両割増**を追加

運輸審議会の議事概要、配布資料、公聴会の状況等は、運輸審議会HPにてご覧になれます。

https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/unyu00_sg_000021.html



補助金の交付事務を行う事業者(執行団体)の公募

国土交通省では、以下の補助事業について、交付事務を行う事業者（執行団体）の公募を開始しました。
※補助金交付申請の公募ではありません。

○物流施設におけるDX推進実証事業

公募受付〆切：令和6年3月15日(金)17時迄(必着)

○物流脱炭素化促進事業

公募受付〆切：令和6年3月15日(金)17時迄

○モーダルシフト加速化緊急対策事業

公募受付〆切：令和6年3月15日(金)17時迄

○「2024年問題」による物流の停滞を回避するため、サプライチェーンの結節点として重要な役割を果たす物流施設においてDXを推進し、**トラックドライバーの荷待ち・荷役時間の削減、施設の省人化を進めることは、喫緊の課題。**
 ○このため、物流施設における自動化・機械化・デジタル化の優れた取組について、**システムの構築や自動化機器の導入等への支援**を行うことにより、物流施設におけるDXの強力な推進を図る。

再生可能エネルギーを活用（太陽光発電を含む）し、物流施設（倉庫、トラックターミナル等）を拠点に施設、輸送の一体的かつ効率的にエネルギー供給を行うことにより物流の脱炭素化を図る事業に対して支援する

概要
 ○物流総合効率化法に基づきモーダルシフトの認定を受けた事業(※)について大型コンテナ等の導入経費を支援(※)大型コンテナのラウンドユースやシャーシ・コンテナによる混載輸送、荷主・物流事業者連携による生産性向上に資する事業等先進的な取組を想定

事業概要

○物流施設を保有・使用する物流関係事業者が、トラックドライバーの荷待ち・荷役の削減、施設の省人化を図るため、物流施設における、

- ・システム構築・連携
- ・自動化・機械化機器の導入

を同時に行う場合、その経費の一部を支援するとともに、専門家による**伴走支援、効果検証**等を行う。

【支援割合】 1/2

【支援対象システムの例】
 ナンバープレート解析AIカメラシステム、伝票電子化システム、在庫管理システム

【支援対象機器の例】

事例のイメージ

- トラック予約受付システムと、AIカメラシステムや伝票電子化システムとを連携させ、トラックの円滑な入庫を実現し、荷待ちを解消する。
- また、バースにおける、庫内作業による荷待ちが発生しないよう、無人搬送車による迅速なバレット準備等を行う。

専門家が、効果的なシステム構築・連携、DX機器選定等を支援

支援スキーム 物流施設を拠点とした再生可能エネルギー設備等の一体的導入を支援

【補助率】 1/2以内
【補助対象者】 倉庫事業者、貨物運送事業者、貨物利用運送事業者、トラックターミナル事業者等

【補助対象設備等】
 ・再生可能発電設備（太陽光発電）・蓄電池・エネルギー管理システム、EV充電設備、EVトラック等車両、
 ・先進的取組に必要な機器類（トラック予約受付システム、無人搬送機、無人フォークリフト等）

【補助要件】 ①再生可能エネルギーの購入、または、再生可能エネルギー設備（新設/既設）の導入、及び、②蓄電池、充電設備、エネルギー管理システム、EVトラック等車両の内、いずれか2つ以上を導入する一体的な取組であること。

【支援対象者】
 ○荷主・利用運送事業者・実運送事業者等から構成された協議会

【対象機器等】
 ○対象機器等
 31ftコンテナ、大型コンテナ専用トラック、フォークリフト等の荷役機器、海運シャーシや40ftコンテナといった輸送機器やGPS機器、船内ドライバー用施設、冷蔵・冷凍コンテナ、冷蔵・冷凍トラック、低床貨車等

○補助率：1/2以内
 ○上限：鉄道関係 3億円/1件、内航海運関係 1億円/1件

協議会イメージ

【荷主】
 メーカー・卸売 等

【利用運送事業者】
 地元の通運事業者 等

【実運送事業者】
 JIR貨物・内航海運事業者 等

【リース会社】

○再配達率半減に向けた緊急対策事業

公募受付〆切：令和6年3月15日(金)17時迄

○物流標準化促進事業

(物流データの標準化促進に向けた オープンプラットフォーム構築支援事業)
 (労働力不足に対応するための標準仕様パレットの利用促進支援事業)

公募受付〆切：令和6年3月15日(金)17時迄

概要
 ○消費者が再配達削減に取り組むよう促すため、宅配便やEコマースの注文時に、コンビニ受取など、物流負担軽減に資する受取方法等を選択した場合に、消費者にポイントが還元される仕組みを社会実装すべく、実証事業を実施。

消費者が選択する物流サービスの内容に応じた、適正な運賃の収受を実現

○標準仕様パレットの利用促進のため、複数のレンタルパレット事業者が連携して効果的に標準仕様パレットの共同管理・共同運用を行うための支援を行々とともに、当該パレットを導入する事業者等に対し、その導入に係る支援及び効果検証を行う。【労働力不足に対応するための標準仕様パレットの活用促進支援事業】

○地域特性を踏まえつつ共同輸送等を図る取組を促進し物流データの標準化を目指すため、物流システム事業者と連携して行う物流・商流情報のオープンプラットフォームの構築に係る支援を行う。【物流データの標準化促進に向けたオープンプラットフォーム構築支援事業】

実証事業の内容

EC事業者のウェブサイト等において、消費者が自ら、柔軟な荷物の受取方法（コンビニ受取、営業所受取、置き配等）やゆとりある配達日時等の指定等を選択できるようにシステムを構築し、物流負担軽減に資する荷物の受取方法を選択した消費者にポイント還元する実証事業や当該事業を支援する効率的な配達等を可能にするアプリの検証等

ポイント還元を通じた消費者の行動変容を促す仕組みの社会実装に向けた実証事業

【補助対象経費項目】 システム改修や実証事業等に必要の費用の1/2以内
 ・システム改修費にあっては最大1/2(最大1.5億円まで)、1回あたりのポイント還元額の最大1/2(最大5円まで)

【実証対象】
 ・EC事業者(ECモール事業者を含む)、物流事業者

事業概要

1. 労働力不足に対応するための標準仕様パレットの利用促進支援事業 (260百万円)

<レンタルパレット事業者への支援>

- タグ・バーコード等の設置及び運用に係る費用支援、共同管理・共同運用の効果検証支援、共同管理・共同運用に係るシステム整備支援、紛失・流用防止のためのパレット動態管理に関する取組支援 等

<パレットを導入する事業者等への支援>

- 標準仕様パレット導入に係る支援（レタライザー、ラック等の物流設備の購入・改修費用、現用自社パレットの処分費用等）

2. 物流データの標準化促進に向けたオープンプラットフォーム構築支援事業 (140百万円)

複数の荷主や物流事業者、物流システム事業者等で構成される協議会に対し、

- 物流システム事業者との契約に向けた支援、参画事業者拡大等に向けた広報の支援等
- データ基盤使用料、物流情報標準ガイドラインに準拠するためのシステム改修支援等

※物流情報標準ガイドラインに準拠することとする。
 ※業種や地域特性を踏まえた効果検証も実施。

令和6年3月8日

(補助金交付申請の公募) 商用車の電動化促進事業

本補助事業について、交付事務を行う事業者（執行団体）である一般財団法人環境優良車普及機構が、補助金の交付申請の公募を開始しました。 公募受付期間：令和6年3月8日（金）～ 公募締切：令和7年1月31日（金）

商用車の電動化促進事業（経済産業省、国土交通省連携事業）

2050年カーボンニュートラルの達成を目指し、トラック・タクシー・バスの電動化を支援します。

1. 事業目的

- 運輸部門は我が国全体のCO2排出量の約2割を占め、そのうちトラック等商用車からの排出が約4割であり、2050年カーボンニュートラル及び2030年度温室効果ガス削減目標（2013年度比46%減）の達成に向け、商用車の電動化（BEV、PHEV、FCV等）は必要不可欠である。
- このため、本事業では商用車（トラック・タクシー・バス）の電動化に対し補助を行い、普及初期の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現する。

2. 事業内容

本事業では、商用車（トラック・タクシー・バス）の電動化（BEV、PHEV、FCV等※）のための車両及び充電設備の導入に対して補助を行うことにより、今後10年間の国内投資を呼び込み、商用車における2030年目標である8トン以下：新車販売の電動車割合20～30%、8トン超：電動車累積5000台先行導入を実現し、別途実施される乗用車の導入支援等とあわせ、運輸部門全体の脱炭素化を進める。また、車両の価格低減やイノベーションの加速を図ることにより、価格競争力を高める。

具体的には、省エネ法に基づく「非化石エネルギー転換目標」を踏まえた中長期計画の作成義務化に伴い、BEVやFCVの野心的な導入目標を作成した事業者や、非化石エネルギー転換に伴う影響を受ける事業者等に対して、車両及び充電設備の導入費の一部を補助する。

※BEV：電気自動車、PHEV：プラグインハイブリッド車、FCV：燃料電池自動車

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：2/3、1/4等）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ

【トラック】 補助率：標準的燃費水準車両との差額の2/3 等

補助対象
車両の例



EVトラック/バン

FCVトラック

【タクシー】 補助率：車両本体価格の1/4 等

補助対象
車両の例



EVタクシー

PHEVタクシー

FCVタクシー

【バス】 補助率：標準的燃費水準車両との差額の2/3 等

補助対象
車両の例



EVバス

FCVバス

【充電設備】 補助率：1/2 等

補助対象
設備の例



充電設備

※本事業において、上述の車両と一体的に導入するものに限る

お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 電話：03-5521-8301

執行団体HP：<https://www.levo.or.jp/subsidy/hoseiyosan/>



コネクトパーキング宮島整備事業計画検討会を開催

令和5年3月の第1回検討会に続き、令和6年2月20日(火)に第2回を開催。今回は「施設機能」、「駐車マス数」について議論をおこなった。今後も必要に応じ議論が行われる予定。

- ・物流業界の「2024年問題」に対応するため、働き方改革に向けた取組みを速やかに実施する必要がある。
- ・令和4年3月の実験結果を踏まえ、本格的な中継拠点となる「コネクトパーキング宮島」を整備することで、ドライバーの労働環境の改善を推進する。

■コネクトパーキング宮島整備計画の概要

1. 事業概要

- ・整備箇所
：広島県廿日市市佐方
- ・延長：約1.0km



図1 広域位置図



図2 周辺位置図

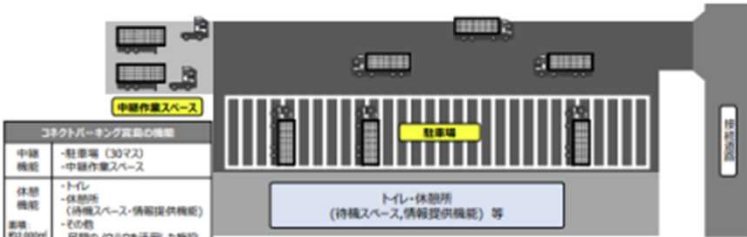


図3 整備イメージ

・管理運営方法は、PFI・コンセッション(公共施設等運営権)制度等の活用も念頭に入れ、効率的・効果的な管理・運営を検討予定。(図4、5)

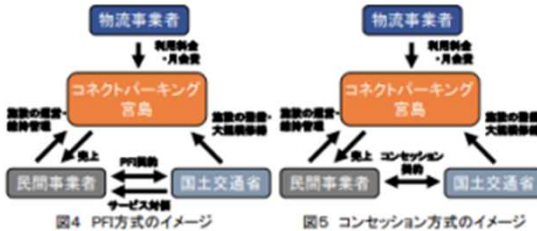


図4 PFI方式のイメージ

図5 コンセッション方式のイメージ



図6 施設イメージ

2. 課題

①働き方改革・2024年問題※への対応

- ・労働時間の上限規制を遵守しながら現在と同水準の物流を確保するための施策として、一つの行程を複数人で分担する「中継輸送」が期待されている。(図7)

※2024年問題とは、働き方改革関連法によって2024年4月1日以降自動車運搬業務の年間時間外労働時間の上限が960時間に制限されることによって発生する問題の総称のこと

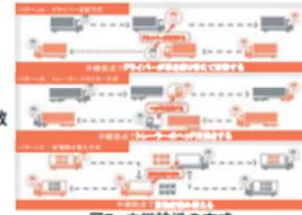


図7 中継輸送の方式

②中継輸送拠点の不足

- ・現在、国内で幅広い主体が利用可能な中継輸送拠点は静岡県のコネクトエリア浜松のみ。(図8)
- ・中継輸送の普及には、更なる拠点の整備が必要。



図8 全国の中継拠点整備状況(浜松のみ)

③高まる中継輸送のニーズ

- ・現在、泊つきの長距離運行は関東～九州などのルートが多く、そのうち中継地がある場合は約4割が広島を中継地している。(図9、10)



図9 現在の泊つき運行の代表的区間



図10 現在の中継状況・中継位置

3. 整備効果

効果1 トラックドライバーの労働環境の改善

- ・中継輸送の活用によって、運行時間の短縮や、日帰りができる業務が増加することで、労働環境の改善や新たな人手の確保が期待される。

効果2 中継輸送ニーズへの対応

- ・ニーズの高い広島県内かつ高速道路直近である当該箇所に中継拠点を整備することで、九州～関東や九州～関西の輸送で中継輸送が実施しやすくなる。



図11 九州～関西の中継イメージ

議論①施設機能

休憩[待機スペース]、自販機、トイレ、道路情報提供、中継作業スペース
(出席委員より「防災機能」としての設備も必要等発言あり。)

機能	コネクトパーキング宮島	備考
宿泊		周辺施設と連携
仮眠	△	
休憩	○	コネクトエリア浜松に設置
食堂		周辺施設と連携
売店		周辺施設と連携
自販機	○	コネクトエリア浜松に設置
トイレ	◎	道路施設として設置
宿泊を伴わない入浴/シャワー	△	
コインランドリー	△	
道路情報提供	◎	道路施設として設置
事務室	△	
燃料給油		周辺施設と連携
洗車場	△	
中継作業スペース	◎	中継輸送施設として設置
診療		周辺施設と連携

議論②駐車マス数

整備計画で示した30台として、利用形態等のニーズ調査を今後実施。

「農林水産省物流対策本部」、 「農林水産品・食品物流問題相談窓口」の設置について 農林水産省

農林水産省は、令和5年12月27日(水曜日)に、農林水産省の各品目・業界担当部署が参画する「農林水産省物流対策本部」(本部長:農林水産大臣)を設置のうえ第1回会合を開催したほか、同日に「農林水産品・食品物流問題相談窓口」を本省及び地方農政局に設置しました。

1. 「農林水産省物流対策本部」の設置について

(問い合わせ先)新事業・食品産業部食品流通課 担当者:中村、川村
代表:03-3502-8111(内線4152)ダイヤル:03-3502-5744

①対策本部メンバー

本部長 坂本農林水産大臣 副本部長 武村農林水産副大臣 本部メンバー 高橋農林水産政務官 他

②検討内容

全国各地・各品目の農林水産業者等の物流確保に向けた取組への後押しや負担軽減を図るための支援策等方策検討

③第1回会合議事概要(令和5年12月27日(水)開催)

農林水産省HPにて公開中: <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/ryutu/butoryu.html>

2. 「農林水産品・食品物流問題相談窓口」の設置について

(問い合わせ先)新事業・食品産業部食品流通課卸売市場室 担当者:山田、菊地
代表:03-3502-8111(内線4152)ダイヤル:03-3502-5744

令和5年12月27日(水)に、物流上の課題や不安を抱えている事業者等の皆様からの相談を受け付ける「農林水産品・食品物流問題相談窓口」を本省及び地方農政局等に設置しました。皆様から状況をお伺いし、必要な場合には当省関係部局の職員等の現地派遣を行って、対応方策の御提案等をいたしますので、お気軽に御相談ください。

機関名	担当部課	電話番号(直通)	メールアドレス
農林水産省	大臣官房新事業・食品産業部食品流通課	03-6744-2379	butsuryu_sodan@maff.go.jp
北海道農政事務所	生産経営産業部事業支援課	011-330-8810	butsuryu_sodan_hokkaido@maff.go.jp
東北農政局	経営・事業支援部食品企業課	022-221-6146	butsuryu_sodan_tohoku@maff.go.jp
関東農政局	経営・事業支援部食品企業課	048-740-0145	butsuryu_sodan_kanto@maff.go.jp
北陸農政局	経営・事業支援部食品企業課	076-232-4149	butsuryu_sodan_hokuriku@maff.go.jp
東海農政局	経営・事業支援部食品企業課	052-746-6430	butsuryu_sodan_tokai@maff.go.jp
近畿農政局	経営・事業支援部食品企業課	075-414-9024	butsuryu_sodan_kinki@maff.go.jp
中国四国農政局	経営・事業支援部食品企業課	086-222-1358	butsuryu_sodan_chushi@maff.go.jp
九州農政局	経営・事業支援部食品企業課	096-211-9371	butsuryu_sodan_kyushu@maff.go.jp
内閣府沖縄総合事務局	農林水産部食料産業課	098-866-1673	butsuryu_sodan_oki.k6h@ogb.cao.go.jp

(相談内容の例) ・「物流2024年問題」は知っているが、具体的にどのような影響があるのか分からず、不安。 ・パレット化、モーダルシフト、中継輸送など物流改善に活用できる補助事業を知りたい。
・物流確保に向けた検討を始めたいが、現状を踏まえ、具体的にどのような対策が考えられるのか、助言が欲しい。 ・他の地域、事業者の取組状況を知りたい。 など。



詳しくは
こちら